

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類に移行したことで、相談内容も大きく変わってきました。療養支援コーディネーターは、在宅療養の支援者の困りごとを解決するために医療・介護のネットワークづくりにも力をいれていきます。

【令和5年度相談対応結果（令和5年4月1日～12月31日）】

順位	相談内容	件数（件）	割合（％）
1	利用者の入院先医療機関に関すること	35	20.5★
2	在宅療養に関すること	33	19.4
3	保健医療福祉制度・サービスに関すること	31	18.2
4	利用者の入所先介護施設に関すること	17	10
5	利用者の通院先医療機関に関すること	11	6.5
6	利用者の転院先医療機関に関すること	11	6.5
7	利用者の治療・疾患に関すること	5	3
8	退院後の利用者の処遇に関すること	4	2.4
9	支援困難な認知症の利用者に関すること	2	1.2
10	利用者の看取りに関すること	1	0.6
11	その他	20	11.7
	合計	170	100

★**入院先医療機関についての相談**では、独居高齢者や在宅療養中で急に動けなくなり、救急搬送されるものの検査後に自宅に帰される、その後動けなくなった場合の入院先の相談が目立ちました。その場合の対応策としては

- ①介護保険のショートステイを使う
- ②入院先を探す
- ③在宅で介護保険サービスの利用を再検討

等が考えられますが、いずれも急な対応に担当ケアマネジャーやハウカツ、または家族が疲弊し、在宅療養の継続を困難と感ずることも少なくないようです。



そんなとき、少しでも本人や家族の負担を減らし、在宅療養を継続するために「**地域包括ケア病棟**」をもつ病院を紹介することが増えています。

「地域包括ケア病棟ってどんなところ？」という方のために、裏面で簡単にご紹介します。



<足立区在宅療養支援窓口>

【受付時間】平日8：30～17：00 ※年末年始を除く

【電話番号】03-3880-5643

【場所】足立区役所 北館1階（医療介護連携課内）

【e-Mail】iryoukaigo@city.adachi.tokyo.jp

【在宅療養支援コーディネーター】 馬場・鈴木・西村

地域包括ケア病棟の紹介

地域包括ケア病棟とは、急性期医療を経過した患者、及び在宅において療養を行っている患者等の在宅復帰支援等を行う病棟です。上限在院日数は60日※で、リハビリが提供されます。

※入院期間については医療機関やその方の病状によっても変わります。具体的には各医療機関にお問い合わせください。

～こんな方の受け入れが可能です～

- ①急性期治療を経過した患者の受け入れ
→骨折手術後のリハビリ目的、在宅復帰支援等
- ②在宅（居住系介護施設等）で療養を行っている患者等の緊急時の受け入れ
→急なADL低下、食欲不振等
- ③在宅療養患者家族のレスパイト※目的での受け入れ
※一時的中断、小休止など介護の休養を意味しています



利用前におさえておきたいポイント



★地域包括ケア病棟退院後は原則「在宅」

★診療情報提供書があると相談がスムーズ

☆令和6年1月29日「入退院支援相談員交流会」を開催しました☆

足立区内にある、地域包括ケア病棟をもつ病院の入退院支援に関わるソーシャルワーカーや看護師の方と情報共有を兼ねて交流会を開催しました。

地域包括ケア病棟のある医療機関は区内に18か所。そのうち10か所の医療機関に参加いただきました。



活発な意見交換が
できました！



医療機関同士の「顔の見える関係」が一步前進！